

基本目標 4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

4-1 大気環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

一般環境中の大気質の状況を把握するため、市内9カ所に一般環境大気測定局を設置し、環境基準の定められている二酸化硫黄（4局）、二酸化窒素（7局）、光化学オキシダント（9局）、一酸化炭素（1局）、浮遊粒子状物質（9局）、微小粒子状物質（PM2.5）（5局）の6項目の観測を行っています。

平成30年度（2018年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については平成29年度（2017年度）に引き続き全局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準を超過しました。光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などの大気汚染物質が太陽光により化学反応を起こすことで生成されます。環境基準達成状況は全国的に低く、平成29年度（2017年度）は0%と報告されています。（各測定局の環境基準達成状況については、P.4～5を参照）

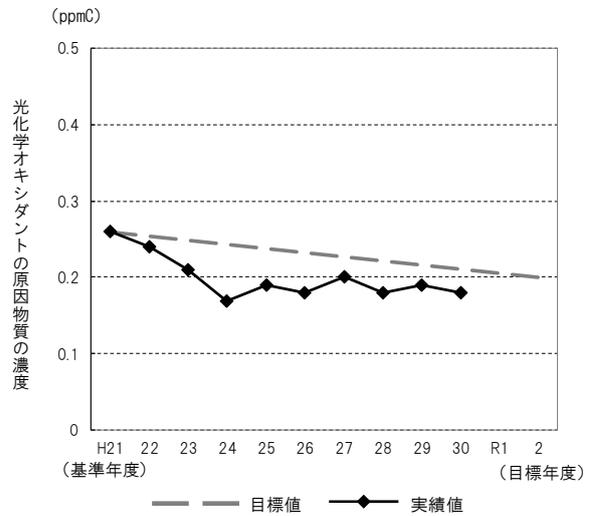


図2-4-1 光化学オキシダントの原因物質の濃度の推移

表2-4-1 《指標》一般局における大気汚染に係る環境基準達成率、有害大気汚染物質に係る環境基準達成率、光化学オキシダントの原因物質の濃度の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
一般局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	100	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(%) (ベンゼン、シクロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン)	100	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
光化学オキシダントの原因物質の濃度(ppmC) (非メタン炭化水素(午前6時から9時)の年平均値)	0.26	0.19	0.18	0.20	0.18	0.19	0.18	0.20 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

イ)課題

引き続き、環境基準の全項目達成をめざして、工場・事業場から発生するばい煙等の監視・指導に努めます。また、微小粒子状物質(PM2.5)について、国、県等の関係機関と情報共有するとともに、原因物質の排出状況の把握や効果的な対策の検討を行うため、成分分析を実施します。

光化学オキシダントの発生は広域化しているため、関連自治体と共同して排出抑制に向けた呼びかけや情報の共有を行い、原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量の削減に努めます。

(2)個別施策の実施状況と課題

①固定発生源対策の推進

■工場・事業場規制【環境対策課】

○実施状況

大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、ばい煙発生施設からの排出ガスの規制・指導を行っています。

平成30年度(2018年度)の市内のばい煙発生施設は1,019基で、そのうち50%がボイラー(小型ボイラーを含む)、37%がディーゼル機関などの発電施設でした。このうち、ばい煙発生施設128事業所・220基の立入調査を行い、施設の維持管理方法に関する指導を行ったほか、排出ガスのばい煙検査を計3件実施しました。検査の結果、すべての施設で基準値に適合していました。

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市内のばい煙発生施設数(基)	1,057	1,054	1,078	1,066	1,088	1,019
行政検査を実施した施設数(件)	3	3	3	3	4	3
基準を超過した施設数(件)	0	0	1	0	0	0
基準達成率(%)	100	100	67	100	100	100

○課題

ばい煙発生施設のほか、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質と考えられている揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制について広域的な取組を推進するとともに、VOC発生施設について立入調査・指導を行います。

■大気汚染に係る公害苦情【環境対策課】

○実施状況

平成30年度(2018年度)の大気汚染に関する公害苦情件数は207件でした。これは、公害苦情全体の39%を占めています。近年は、野外焼却に関する苦情が多く、平成30年度(2018年度)においても、大気汚染に関する苦情の約53%が野外焼却に関するものとなっています。

大気汚染に関する苦情件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
大気汚染に関する 苦情件数(件)	164	163	165	179	199	207

○課題

住宅地に隣接する家庭菜園やレジャー農園での野外焼却に対する苦情が増えており、今後、引き続き近隣への配慮について周知・啓発していくことが必要です。

■石綿対策【環境対策課】

○実施状況

吹付け石綿の除去など特定粉じん排出等作業を実施する場合には、大気汚染防止法に基づく届出が必要です。本市では、この届出のあったすべての現場に対し、立入検査を実施し、敷地境界での環境調査を行いました。

平成30年度（2018年度）は89件の届出があり、91件の立入検査を実施し、このうち84件で環境調査を行いました。調査の結果、すべて敷地境界基準である石綿繊維数濃度10本/L以下でした。

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
大気汚染防止法に基づく届出件数(件)	39	39	40	48	76	89
立入検査を実施した件数(件)	50	47	42	57	89	91
行政検査件数(件)	46	46	41	50	81	84
基準を超過した件数(件)	2	0	0	2	1	0

また、市内一般環境中の石綿モニタリング調査を各区1地点の計10地点で実施しました。平成30年度（2018年度）の環境中石綿繊維数濃度は、10地点すべてで0.10本/L未満でした。

No.		石綿繊維数濃度調査結果(本/ℓ)					
		平成25年度 (2018年度)	平成26年度 (2018年度)	平成27年度 (2018年度)	平成28年度 (2018年度)	平成29年度 (2018年度)	平成30年度 (2018年度)
1	さいたま市役所測定局	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
2	宮原公民館	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
3	馬宮公民館	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
4	公園ポンプ場(大宮区)	<0.10~0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
5	片柳コミュニティセンター	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
6	保健所	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
7	プラザウエスト	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
8	辻自排局	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
9	美園公民館	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
10	岩槻測定局	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10

注1) 表中の「<」は、調査結果が検出下限値未満であることを示しています。

○課題

引き続き、大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、石綿の飛散防止対策を徹底するように監視・指導する必要があります。

■さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金【建築総務課】

○実施状況

既存建築物に使用されている吹付けアスベストなどの分析調査及び除去工事等を行なう場合、一定の要件を満たすものに費用の一部を助成し、市民の健康被害の予防と生活環境の保全を図るものです。

平成30年度(2018年度)の申請件数は、分析調査1件、除去工事等1件でした。

○課題

今後、老朽化などの理由により、吹付けアスベストなどが使用されている建築物の解体が増加していくものと予測されます。民間建築物の適切なアスベスト対策のために、建築物の所有者へ吹付けアスベストに関する知識や支援制度の周知・啓発及び助言を行う必要があります。

②移動発生源対策の推進

■自動車単体対策の推進【環境対策課】

○実施状況

市内には、一般国道16号、17号等の交通量の多い道路が多数あり、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質が大気環境に影響を及ぼしていると考えられます。

そこで、道路沿道の大気汚染状況を把握するため、交通量の多い主要幹線道路沿道に自動車排出ガス測定局を6ヶ所設置し、主に自動車から排出される大気汚染物質を対象として測定しています。

平成30年度(2018年度)は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質について環境基準達成率100%を維持しています。

平成21年(2009年)9月に環境基準が定められた微小粒子状物質(PM2.5)についても、平成23年(2011年)4月から三橋自排局にて測定開始以降環境基準を達成していませんでしたが、平成30年度(2018年度)は環境基準を達成しました。

表2-4-2 《指標》自排局における大気汚染に係る環境基準達成率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
自排局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、 浮遊粒子状物質)	100	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

○課題

自動車排出ガスについては、国や九都縣市等周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や自動車NOx・PM法の車種規制などを推進するとともに、低公害車の普及や利用拡大、円滑な交通量・交通流など環境への負荷の少ない交通体系の確立など、移動発生源対策に努める必要があります。



大気汚染常時監視測定局位置図

■九都県市自動車排出ガス対策の推進【未来都市推進部】

○実施状況

本市を含む首都圏の1都3県及び5政令指定都市（九都県市）で協力・連携しながら、低公害・低燃費車の指定及び普及促進など、自動車排出ガスの削減に取り組んでいます。

平成30年(2018年)度においては、国の新たな排出ガス規制に対応するため、「九都県市低公害車指定指針」を改正しました（施行日：平成30年（2018年）10月1日）。また、昨年度に引き続き、「九都県市低公害車指定指針」に基づき、低公害かつ低燃費な車両を九都県市指定低公害車に指定し、その普及促進に努めました。

○課題

引き続き低公害・低燃費車の指定及び普及促進に取り組む必要があります。

■アイドリング・ストップの徹底【環境対策課】

○実施状況

平成30年度（2018年度）は、環境イベントや九都県市のディーゼル規制一斉取組などにおいて、市民、事業者にアイドリング・ストップを呼びかけました。また、開発行為の事前協議において、アイドリング・ストップ周知の徹底を呼びかけました。

○課題

さいたま市生活環境の保全に関する条例でアイドリング・ストップの義務を定めておりますが、平成30年度（2018年度）に市民等からの通報は16件（前年度12件）あり、継続して周知に取り組む必要があります。

■さいたま市交通環境プランの推進【環境対策課】

○実施状況

「さいたま市交通環境プラン」は、自動車による公害防止を図るため、平成17年（2005年）2月に策定されましたが、地球温暖化対策を推進するため、平成23年（2011年）3月に改訂し、「自動車から公共交通機関等への転換の推進」「次世代自動車の普及推進」「エコドライブの推進」を重点施策としています。平成30年度（2018年度）は同プランに基づいて、モビリティマネジメントの推進、次世代自動車の導入促進、エコドライブの普及などに積極的に取り組みました。

○課題

光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントは毎年度環境基準を達成していません。自動車排出ガスは光化学オキシダントの原因の一つであるため、引き続き公共交通機関等への転換やエコドライブの推進に取り組む必要があります。

■公用車への次世代自動車の率先導入【未来都市推進部】

P114「**■公用車への次世代自動車の率先導入**」を参照

■市民・事業者の次世代自動車導入支援【未来都市推進部】

○実施状況

市民や事業者による次世代自動車の導入を支援するため、平成15年度（2003年度）から「低公害車普及促進対策補助金」制度を設けています。補助対象は、主として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者などが使用する、天然ガス自動車、天然ガストラック・バス、ハイブリッドトラック・バス及びLPGハイブリッドタクシーです。

また、平成22年度（2010年度）からは、電気自動車（EV）の導入にかかる補助制度を実施しており、平成27年度には燃料電池自動車（FCV）を新たに補助対象に加え、引き続き、市民や事業者への次世代自動車の導入を支援しました。

なお、市域の次世代自動車登録台数は、平成28年度（2016年度）の61,751台から平成30年度（2018年度）の78,396台へ増加し、長期目標である87,000台（令和2年度（2020年度））に向け着実に推進しています。

また、次世代自動車の普及促進を図るため、「2018E-KIZUNAサミットプレミアムinさいたま」や各区区民まつり等のイベントでの展示・試乗会を行いました。

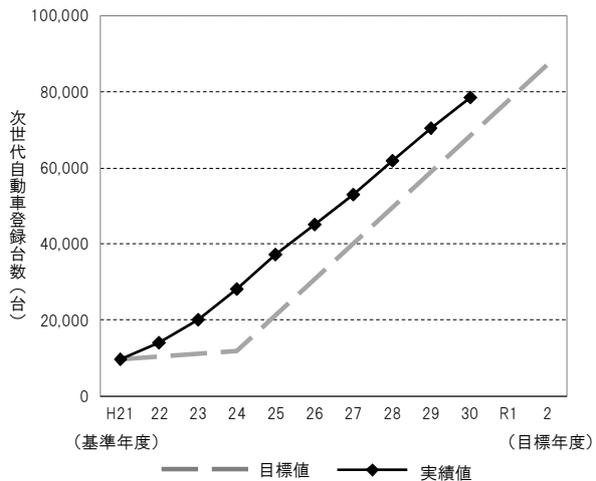


図2-4-2 次世代自動車登録台数の推移【再掲 P113】

表2-4-3 《指標》次世代自動車登録台数の推移【再掲 P113】

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
次世代自動車登録台数(台)	9,875	37,210	45,122	52,955	61,751	70,387	78,396	87,000 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

○課題

事業用の天然ガス自動車、天然ガストラック・バス、ハイブリッドトラック・バス及びLPGハイブリッドタクシーの普及に向けた啓発活動を行うとともに、引き続き市民、事業者への次世代自動車の導入を支援していく必要があります。

■次世代自動車の普及促進対策補助【未来都市推進部】

P114「**■次世代自動車の普及促進対策補助**」を参照

■交通量対策【環境対策課】【交通政策課】【自転車まちづくり推進課】

○実施状況

自動車の交通量を減らすために、交通システムの改善、人の動きを自動車利用から公共交通機関等へ転換する「モビリティマネジメント」及び環境にやさしい物流システムを推進しています。

交通システムの改善として、コミュニティバス等の導入・改善検討やコミュニティサイクル及びシェアサイクル普及事業実証実験を実施しました。

モビリティマネジメント推進事業としては、市内転入者に対し過度な自動車利用から環境にやさしい交通行動への転換を促すため、「さいたま市モビリティマネジメント庁内推進委員会」を設置し、庁内関係各課と連携して、市内全区の転入者受付窓口でバス路線マップ、駐輪場マップ、コミュニティサイクルの案内などのハンドブックを封入した「モビリティマネジメントツール」を配布し、公共交通等の利用促進を呼びかけました。

環境にやさしい物流システムの推進としては、貨物自動車の合理化・効率化のため、各事業者から集荷した複数の荷物を共同センターで集めて仕分けをし、行き先別に配送する「共同輸配送システム」を推進しています。



モビリティマネジメントツール

○課題

今後も、公共交通や自転車の利用促進に努める必要があります。

共同輸配送システムは、市内事業所に普及が進んでいない状況にあり、継続して広報等を実施し普及活動に努めます。

■交通政策事業(さいたまカーフリーデー2018の開催)【交通政策課】

P116「**■交通政策事業(さいたまカーフリーデー2018の開催)**」を参照

■違法駐車防止対策事業【市民生活安全課】

○実施状況

「違法駐車等防止条例」に基づき、市職員、各警察署及び交通指導員や交通安全保護者の会(母の会)などの交通関係団体の連携により、交通安全運動期間中の街頭キャンペーンや市のイベントなどにおいて違法駐車防止を呼びかけるとともに、啓発品(ウェットティッシュ)を配布するなどの違法駐車防止啓発活動を行います。これにより、交通渋滞の緩和を推進していきます。

平成30年度(2018年度)は、啓発品(ウェットティッシュ)配布による違法駐車防止対策事業を実施しました。

○課題

違法駐車は無くなっておらず、引き続き違法駐車減少に向けて啓発活動を行う必要があります。

■交通流対策【道路計画課】

○実施状況

平成23年（2011年）3月に改訂した「さいたま市交通環境プラン」に基づき、交通流を円滑化するために、違法駐車を減らし、駐車車両による交通阻害を防止することや、交通容量が前後の区間に比べ小さくなっている地点等を改良するボトルネック対策、道路整備により自動車のスムーズな流れをめざす道路ネットワークの整備の推進を行っています。

概ね5年ごとに全国一斉に実施される自動車の利用実態に関する調査である「全国道路・街路交通情勢調査」において、平成27年度（2015年度）の市内一般道の混雑時平均旅行速度の調査結果は15.9km/時で、前回調査より旅行速度は下がりました。

市内一般道の混雑時 平均旅行速度の推移	平成11年度※ (1999年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)
混雑時平均旅行速度(km/時)	20.3(20.7)※	20.1	17.8	15.9

※()は岩槻区分を含んだ数値

○課題

交通流を円滑化するために、今後もさいたま市交通環境プランに基づいた施策を交通量対策と併行して推進する必要があります。

■都市計画道路の整備(広域幹線道路の整備)【道路計画課】

○実施状況

市内各地で発生している慢性的な交通渋滞を緩和するため、骨格となる多車線道路やぜい弱な東西方向の道路整備を重点的かつ計画的に推進していきます。

これにより、自動車からの排出ガスによる浮遊粒子状物質（SPM）や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制につなげていきます。

平成30年度（2018年度）には、都市計画道路の整備率（計画された都市計画道路の延長合計に対する、整備済みの道路延長）は、平成29年度（2017年度）の52.5%から53.4%に増加しました。

○課題

都市計画道路の整備率はほかの政令指定都市に比べると低い水準にあり、今後とも、交通渋滞の早期解消に向け、効率的・効果的な都市計画道路の整備を進める必要があります。

本市では、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の5か年で優先的に整備する路線を定めた「さいたま市道路整備計画（第3期）」を平成30年度（2018年度）に策定し、限られた財源の中で早期に整備効果発現が期待される路線を選定し、事業を実施しているところです。

さいたま市道路網計画に基づき、人口減少、高齢化社会に対応し、低炭素型のコンパクトなまちづくりを実現する効率的な道路ネットワークの構築をめざして整備に取り組んでいます。

■道路の街路樹の整備【道路計画課】

P72「■道路の街路樹の整備」を参照

4-2 水環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

公共用水域については、河川の利用目的に応じて類型が指定されており、類型ごとに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)等について環境基準が定められています。

本市では、これらの項目について市内を流れる鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の10河川23地点で常時監視を行っています。

そのうち、環境基準が設定されている5河川における平成30年度(2018年度)の公共用水域の環境基準達成率は96.0%で、前年(96.2%)と比べ横ばい傾向にあります。なお、カドミウム、シアン等の健康項目については、全項目で環境基準を達成しました。

(各河川の環境基準達成状況についてはP.6~7を参照)

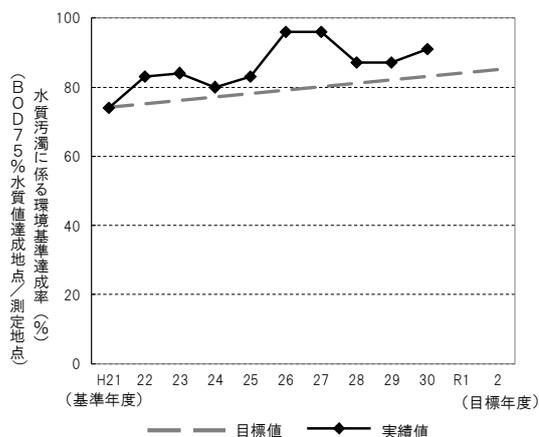


図2-4-3 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

表2-4-4 《指標》水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
水質汚濁に係る環境基準達成率(%) (BOD75%水質値達成地点/測定地点)	74	83	96	96	87	87	91	85 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

公共用水域の環境基準の達成率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
公共用水域の環境基準の達成率(生活環境項目)(%)	92.7	96.9	97.0	95.9	96.2	96.0

生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的に、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。

平成30年度（2018年度）末の公共下水道普及率は93.2%となり、前年度と比べ0.3ポイント向上しています。

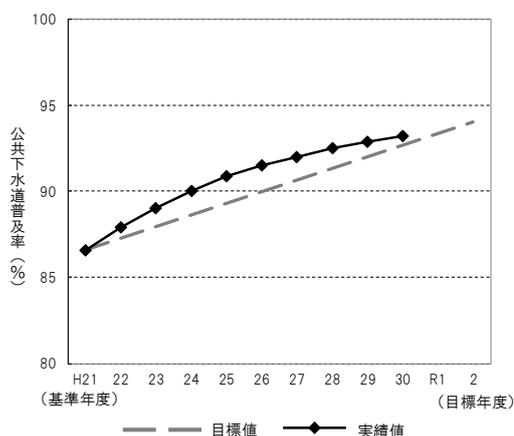


図2-4-4 公共下水道普及率の推移

表2-4-5 《指標》公共下水道普及率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
公共下水道普及率 (%)	86.6	90.9	91.5	92.0	92.5	92.9	93.2	94.0 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

イ)課題

今後、水質の改善のためには、公共下水道未整備地区の工場・事業場への監視や指導、公共下水道の早期整備、合併処理浄化槽の普及促進、雑木林や屋敷林の保全などに取り組むとともに、市民、事業者、市のパートナーシップによる河川敷等のクリーン活動の実施、家庭において取り組む生活排水対策のより一層の推進なども必要です。また、水生生物の生息の視点からの水質保全についても検討していく必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 水質汚濁防止対策の推進

■ 生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施 【環境対策課】

○ 実施状況

生活排水が流入する小河川などの水質を監視するため、市内の12の小河川・雨水幹線において、pH、BOD、SS等の水質汚濁の指標となる項目の調査を行いました。

○ 課題

今後も水質汚濁の状況を調査し、公共用水域の水質改善に関する施策へと反映させていきます。

■ 排水に関する工場・事業場への立入検査の実施 【環境対策課】

○ 実施状況

法・条例により排水規制の対象となっている工場・事業場に対し、定期的に立入検査を実施しました。対象156事業場に対して延べ165回の立入検査を実施し、160件の排水検査を実施しました。平成30年度(2018年度)の排水基準適合率は85.0%でした。

事業場の排水基準適合率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
事業場の排水基準適合率(%)	85.4	91.5	82.1	80.6	78.6	85.0

○ 課題

今後も立入検査による排水基準遵守の徹底及び排水基準不適合事業場の早期改善が重要となります。

■ 東京湾水質汚濁負荷量総量規制制度に基づく、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告受理

【環境対策課】

○ 実施状況

東京湾に流入する汚濁負荷量を規制する総量規制制度により、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告を受理し、埼玉県に報告しました。

○ 課題

今後も総量規制制度を適切に運用することにより、特定事業場からの汚濁負荷量の削減につなげていく必要があります。

■ ゴルフ場の農薬検査 【環境対策課】

○ 実施状況

ゴルフ場で使用される農薬による周辺環境や公共用水域に及ぼす影響を調査するため、市内5ヶ所のゴルフ場調整池等の残留農薬について、11種類の農薬の調査を実施したところ、すべてのゴルフ場において農薬は検出されませんでした。

○ 課題

今後も定期的にゴルフ場農薬検査を行い、公共用水域に影響が生じないように監視していきます。

■有害物質等の流出事故対策の実施【環境対策課】

○実施状況

有害物質等の流出事故による異常水質事故が発生した際は、被害の拡大を防止するため、緊急に対応しています。

平成30年度(2018年度)に発生した異常水質事故は25件で平成29年度(2017年度)の19件に比べ6件増加しました。原因者が特定できた9件(交通事故を除く)に関しては、改善指導を行いました。

水質異常事故件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
水質異常事故件数(件)	5	13	31	24	19	25

○課題

異常水質事故に関しては、暗渠からの汚水の流入等、原因者の特定が困難な場合が多く、効果的な追跡方法の確立が必要です。引き続き原因者の特定に努め、事故防止や改善指導を行います。

■水生生物調査【環境対策課】

○実施状況

水環境の状況を把握・評価するため、定期的に綾瀬川、元荒川、芝川及び鴨川において、魚類調査、底生生物調査及び植物調査を実施しています。

平成30年度(2018年度)は底生生物調査を行いました。確認された底生生物の種数は夏季(かんがい期)4門7綱14目23科29種、初春季(非かんがい期)4門7綱13目22科26種、総数5門8綱16目30科36種でした。

○課題

重要種ではコシダカヒメモノアラガイとヌマガイが確認された一方で、外来種も7種確認されており、生物多様性が確保された豊かな水環境を再生するため、なお一層の取組が必要となっています。

②生活排水対策の推進

■合併処理浄化槽の普及促進【環境対策課】

○実施状況

浄化槽整備地域における生活排水対策として、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る経費の一部に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。なお、さいたま市水環境プランにおいて、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの間の合併処理浄化槽への転換基数を100基とする目標を掲げており、平成29年度(2017年度)までに117基が転換されています。平成30年度(2018年度)は、23基の転換に対し補助金を交付しました。

○課題

合併処理浄化槽への転換が促進されるよう補助金制度を継続し、引き続き、効果的な啓発方法等を検討していきます。

■浄化槽の適正な維持管理の指導実施【環境対策課】

○実施状況

公共下水道未整備地域において、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進するため、浄化槽法第7条や第11条に基づく法定検査の受検促進等の啓発、指導を行いました。

浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
受検率(%)	3.1	3.5	4.4	5.2	5.9	8.9

○課題

広報誌、WEBページ、浄化槽講習会等による啓発並びに未受検者への受検案内文書の送付及び訪問指導により、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率向上を図る必要があります。

③水循環の保全・再生

■さいたま市水環境プランの推進【環境対策課】

○実施状況

水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、平成17年度(2005年度)に「さいたま市水環境プラン」を策定しました。

このプランは、策定後の水環境に関する状況の変化、施策の進捗状況や市民意識調査結果等を踏まえ、平成28年度(2016年度)に第2次改訂を行いました。



水環境プランにおける水環境の目標とするイメージ

○課題

望ましい水環境の実現に向け、「さいたま市水環境プラン(第2次改訂版)」に基づき各種施策を推進していきます。

■地下水の揚水規制と利用の抑制【環境対策課】

○実施状況

事業場による地下水の揚水を規制するため、関係法令による許可や届出が義務づけられています。平成30年度(2018年度)末の許可・届出対象事業場は409事業場、揚水施設は623施設あります。

○課題

市内の事業者等による地下水採取に係る未届出井戸等が存在するため、引き続き実態把握と監視に努めます。

■水循環の保全・再生【環境対策課】

○実施状況

水循環の健全化を図るため、市立小学校、公園等の公共施設において、雨水浸透施設や貯留施設の整備を推進しています。また、未来の水環境を守るため、小学校の生徒たちに水循環の大切さを学んでもらうための出前講座による環境教育を行っております。

平成30年度(2018年度)は3校の小学校の雨水貯留タンクを修繕しました。また、3校で環境学習会を実施しました。



小学校で開催した環境学習会の様子

公共施設(小学校)への雨水貯留タンク設置数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
雨水貯留タンク 設置数(累計)(基)	29	54	74	84	104	104

○課題

健全な水循環の再生に向け、減少した河川流量の確保に努めるとともに、消失した湧水の保全のため、雨水の地下浸透を促進すること、また、子どもたちへの環境教育を継続して推進していくことが求められています。

■市で実施する工事における透水性舗装の推進【河川課】

○実施状況

都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下浸透を促進するため、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」の対策メニューを勘案して雨水を地中へ浸透させる構造を採用するよう取り組んでいます。

平成30年度(2018年度)についても、雨水の地下還元を促進を図りました。

○課題

浸水被害の軽減や雨水の地下浸透の更なる促進を図るため、指針にもとづく雨水流出抑制対策の実施を、各建設事務所及び庁外の工事所管課へ継続してはたらきかけていく必要があります。

■建築物からの排水を再生利用し、当該建築物において雑用水として利用することの促進【給水工事課】

○実施状況

本市では、健全な水循環を保全・再生することをめざして、雑用水の利用による水の有効活用に関する説明を実施するなど、水資源の大切さに係る啓発活動に取り組んでいます。

一日あたりの最大給水計画量が130m³を超えるホテル・ショッピングセンターなどの事業者に対し、水の有効利用の重要性を説明し、手洗い用水などの処理水をトイレ洗浄用に利用するようお願いしています。なお、平成30年度（2018年度）は雑用水の利用の対象となる開発事業がなく、新たに利用を開始した施設はありませんでした。

○課題

大規模な開発・給水を計画する事業者に対し、水の有効利用を図るために雑用水の利用について理解を深めていただき、導入を検討するよう協議を行っています。しかし、雑用水の利用に係る施設整備や維持管理の負担が伴うことから、事業者の同意を得ることが難しく、今後の取組の課題となっています。

■水道使用量【経営企画課】

○実施状況

水循環の保全には、限られた水資源を有効に利用することが欠かせません。そのため、本市では節水型社会の形成をめざした施策を実施しています。

指標として、市民一人一日あたりの水道使用量を用います。

平成30年度（2018年度）の数値はわずかに減少となりました。今後も市域全体にわたり節水機器の普及や節水意識の高揚などによる節水型社会の形成が進んでいくものと考えます。

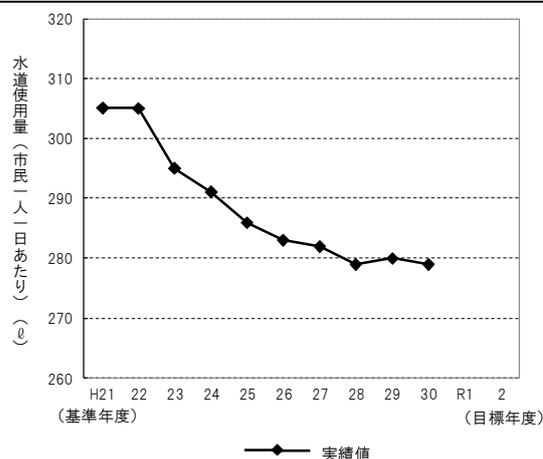


図2-4-5 水道使用量(市民一人一日あたり)の推移

表2-4-6 《指標》水道使用量の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
水道使用量(市民一人一日あたり)(ℓ)	305	286	283	282	279	280	279	順次減少
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	△	○	/
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	×	○	

○課題

節水型社会の形成をさらに進めるために、雑用水利用促進事業・水環境保全意識啓発事業を推進し、国、他自治体、民間企業等との連携やPRにより効果的・継続的に市域に働きかけていく必要があります。

■水環境保全意識啓発事業(小学校水道教室と公民館講座の開催)【水道総務課】

○実施状況

健全な水循環の保全・再生を目指して、雨水の利用などによる上水道使用量の抑制、水を大切に使う必要性に関する啓発活動などに取り組んでいます。また、「さいたま市水道事業長期構想」(平成16年度(2004年度)策定)を踏まえ、「水道環境基本理念とその方針」(平成17年度(2005年度)策定)に基づき、学校教育等における水資源の大切さの認識の増進を図るなど、「環境に配慮したやさしい水道」を構築していきます。平成30年度(2018年度)は、小学校水道教室(45校4,772人)、公民館講座(2館55人)を実施し、延べ4,827人を対象に節水意識の高揚、川を汚さない工夫など水環境の保全意識の向上を図りました。



平成30年度小学校水道教室



平成30年度公民館講座

○課題

近年小学生の環境への意識が高まっていることから、小学校水道教室は成果を得ており、今後も引き続き内容を精査し、児童が水環境保全に興味を持つような工夫をして意識啓発を進めていきます。

■雨水貯留タンク設置補助制度による雨水の有効利用の促進【環境対策課】

○実施状況

雨水の有効利用を促進するため、住宅等に雨水貯留タンクを設置する際にその設置費用の一部を補助する雨水貯留タンク設置補助制度を実施しています。

平成30年度(2018年度)は73件の申請がありました。

○課題

雨水貯留タンクのさらなる普及のため、設置補助制度の周知を図る必要があります。



雨水貯留タンク

4-3 土壌・地盤環境の保全

(1) 現況と課題

【土壌・地下水汚染】

ア) 現況

土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の土壌汚染の状況の把握に努めています。また、汚染された土地を管理している事業者に対しては、汚染土壌の拡散防止を指導しています。

地下水は古くから水道水源などに利用されてきました。しかし、一度汚染されると浄化が難しく、水質の回復は容易ではありません。地下水には、テトラクロロエチレン等28物質について環境基準が定められています。そこで、本市では、地下水の水質状況を把握するため、埼玉県地下水測定計画に基づき市内を約2km四方の52区画に分け、年度ごとに調査区画を定め、その区画の中から井戸を選定し、概況調査を実施しています。

平成30年度(2018年度)の概況調査では7区画7地点について調査し、1地点で砒素が環境基準を超える濃度で確認されました。

また、過去の概況調査において環境基準の超過がみられた地点については、継続監視調査として調査を行っています。平成30年度(2018年度)は16地点で調査を行いました。この調査では、4地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、5地点で砒素が、1地点で鉛が、1地点でトリクロロエチレンが環境基準を超える濃度で確認されました。

地下水汚染の場合、汚染物質の拡散の経路を把握することは難しく、いずれの地点も汚染の原因は特定できませんでした。

イ) 課題

今後も土壌汚染や地下水汚染の未然防止に向け、土壌・地下水汚染対策を進める必要があります。土壌汚染が発見された場合、対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要となります。このため、事業者に対し、有害物質の適正な使用について指導を継続する必要があります。

【地盤沈下】

ア) 現況

大宮・東浦和・岩槻の3観測所（沈下計2台、水位計3台）において地盤変動及び地下水位の観測を行いました。平成30年度(2018年度)は地盤変動に大きな変化はみられませんでした。地下水位は、大宮観測所では年間を通して緩やかに上昇し、岩槻観測所は横ばい傾向となり、浦和東観測所は8月頃まで下降傾向でしたが、9月に顕著に上昇し、12月まで上昇しました。

また、市内74カ所の水準点において、地盤沈下の測量を行ったところ、地盤沈下の目安である2cm以上の沈下は見られませんでした。

表2-4-7 《指標》単年度沈下量2cm以上の面積の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
単年度沈下量2cm以上の面積(km ²)	0	0	0	0	0	0	0	0 (令和2年度(2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

イ) 課題

今後も地盤沈下の未然防止に向けて、地下水揚水量の削減や水の循環利用など地下水源の保全を図るとともに、継続的な監視を行うなど、地盤沈下の防止に努める必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 土壌・地下水汚染対策の推進

■ 土壌・地下水汚染対策 【環境対策課】

○ 実施状況

本市では、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を取り扱う事業場が廃止された際などに、土壌や地下水の調査・汚染の防止や浄化対策の指導を行っています。

なお、平成30年度(2018年度)に報告された土壌汚染状況調査結果は、法律に基づいたものが6件、市条例に基づいたものが4件でした。

○ 課題

現在指定されている区域を適切に管理し、土壌汚染の拡散防止に努める必要があります。

②地盤沈下の防止

■地盤沈下の防止【環境対策課】【配水課】

○実施状況

本市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及びさいたま市生活環境の保全に関する条例によって、地下水の揚水規制を行っています。

また、法律や市条例に基づき、毎月の地下水採取量を揚水施設使用者が報告することになっています。

平成30年度(2018年度)に市条例などに基づいて地下水採取量を報告した揚水施設は454施設、地下水採取の許可申請及び届出は12件ありました。

平成30年度(2018年度)の地下水採取量は64,964m³/日で、平成29年度(2017年度)より増加しています。

また、本市に供給されている上水道の一部は、市内の59本の深井戸から汲み上げた地下水を水源としています。本市としては、地盤沈下防止のために上水道水源としての地下水利用を徐々に抑制し、河川水を水源とする水道水に転換を図ってきました。

平成30年度(2018年度)の上水道給水量に占める地下水の割合はおよそ11.5%でした。

地下水採取量等の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
地下水採取量(m ³ /日)	53,902	57,566	63,847	64,134	64,417	64,964
対前年度比(%)	106.6	106.8	110.9	100.4	100.4	100.8
上水道に占める地下水 源の割合(%)	9.5	10.6	11.8	12.5	11.5	11.5

○課題

本市の上水道における地下水について、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であり、上水道水源に占める地下水の割合は、一定比率を維持していく予定です。

4-4 生活環境の保全

(1) 現況と課題

【騒音・振動】【悪臭】

ア) 現況

本市では、騒音規制法、振動規制法及び生活環境の保全に関する条例に定められた施設の設置や建設作業の実施に関する届出を受理したときや開発行為の事前協議の際に、騒音、振動の防止対策の指導を行っています。

一方、深夜営業騒音の対策としては、深夜も営業する飲食店などに対し、条例の規定基準の順守について指導を行っています。

平成30年度(2018年度)の規制対象の工場・事業場数は、騒音規制法に関して1,059工場、振動規制法に関して464工場、届け出られた主な施設は、空気圧縮機・送風機、金属加工機械などです。条例の対象となる工場・事業場は、騒音に関して718工場、振動に関して4工場ありました。

また、杭打ち機やバックホウの使用など、比較的大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業については、事前に市へ届出を行うことが義務付けられており、平成30年度(2018年度)の届出件数は、騒音に関するもの(さく岩機、空気圧縮機等)237件、振動に関するもの(ブレーカー等)161件でした。

悪臭に関しては、届出制度はありませんが、悪臭防止法及び生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。

一方、騒音・振動・悪臭の発生源に対して、申し立てがあった苦情件数は、平成30年度(2018年度)は騒音178件、振動47件、悪臭72件でした。経年変化で見るとそれぞれの苦情件数は横ばい傾向にありますが、近年は、店舗に設置されたエアコン室外機等の機器からの騒音や深夜営業騒音に関する苦情が増えています。

市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより生活環境の保全と市民満足度の向上をめざし、令和2年度(2020年度)における騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の目標値を100%と設定しました。平成30年度(2018年度)の解決率は、前年度より上昇しました。

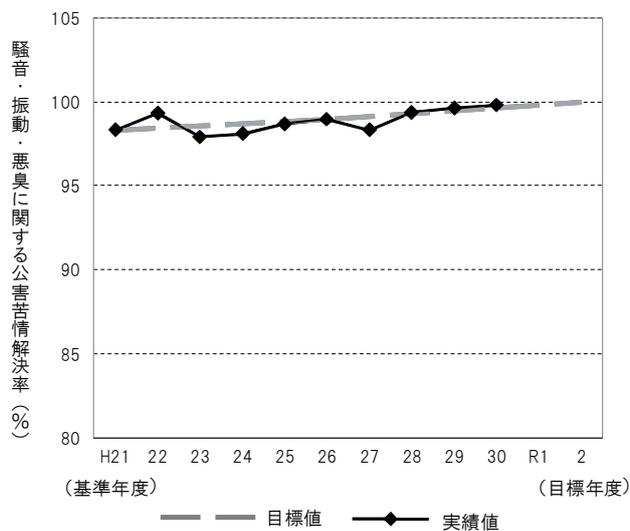


図2-4-6 騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の推移

表2-4-8 《指標》騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率(%)	98.3	98.7	99.0	98.3	99.4	99.6	99.8	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	△	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	○	△	○	○	○	

騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
騒音に関する苦情件数(件)	173	185	178	169	162	178
振動に関する苦情件数(件)	55	31	38	33	27	47
悪臭に関する苦情件数(件)	109	68	66	67	80	72

自動車騒音の環境基準の維持達成を目指して5か年で市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をすべて監視する自動車騒音常時監視計画を平成27年度(2015年度)に策定しました。平成30年度(2018年度)は13地点で測定を実施し、15路線について面的評価を行いました。

平成30年度(2018年度)評価区間の自動車騒音について、実測定を行った地点で騒音レベルが最も高くなったのは、一般国道16号で昼間は71dB、夜間は72dBでした。また、評価区間全体での昼夜環境基準の達成率は、94.7%でした。

道路交通振動は、全測定地点で要請限度を下回りました。

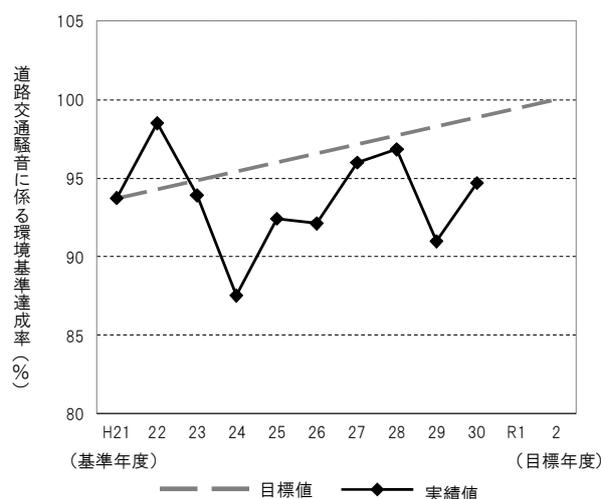


図2-4-7 道路交通騒音に係る環境基準達成率の推移

表2-4-9 《指標》道路交通騒音に係る環境基準達成率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
道路交通騒音に係る環境基準達成率(%)	93.7	92.4	92.1	96.0	96.8	91.0	94.7	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	△	○	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

自動車騒音の面的評価結果(一般国道・県道・4車線以上の市道)

番号	路線名	始点	終点	環境基準達成率(%)			評価対象 住居等 戸数(戸)
				昼間	夜間	昼夜	
1	一般国道16号(2)	見沼区丸ヶ崎町1835	見沼区宮ヶ谷塔1243	100	76.1	76.1	155
2	一般国道16号(2)	見沼区宮ヶ谷塔1243	岩槻区城南2-6	85.2	75.1	75.1	209
3	一般国道463号(1)	緑区大門1751	緑区中尾970-1	99.4	99.3	99.3	722
4	一般国道463号(2)	桜区下大久保1057	桜区下大久保	100	92.4	92.4	92
5	さいたま春日部線(1)	西区西遊馬2207	西区三橋5-645	99.3	80.8	80.5	1,004
6	さいたま春日部線(1)	西区三橋5-653	大宮区桜木町4-38	100	80.1	80.1	1,060
7	さいたま春日部線(1)	大宮区桜木町2-472	大宮区堀の内町2-217	94.0	78.8	78.8	1,038
8	さいたま春日部線(1)	見沼区大和田町1-821	見沼区宮ヶ谷塔1243	99.8	96.5	96.5	960
9	さいたま草加線	浦和区高砂2-1	浦和区前地3-7	100	100	100	498
10	さいたま草加線	浦和区前地3-7	南区大谷場1-10	99.0	99.0	99.0	98
11	川口上尾線(2)	浦和区上木崎4-8	大宮区北袋町1-173	99.2	93.4	92.6	622
12	川口上尾線(2)	大宮区北袋町1-172	大宮区堀の内町2-217	99.7	90.2	90.2	1,067
13	さいたま東村山線	桜区田島8-2	桜区下大久保	100	94.8	94.8	172
14	さいたま幸手線(1)	浦和区仲町2-6	浦和区領家6-27	100	99.6	99.6	3,676
15	大宮停車場大成線	大宮区桜木町2-1	大宮区桜木町2-472	99.3	99.3	99.3	153
16	さいたま北袋線	中央区下落合3-16	大宮区北袋町2-461	100	99.6	99.6	999
17	鴻巣桶川さいたま線(2)	大宮区大門町2-81	大宮区吉敷町1-63	99.6	99.6	99.6	538
18	鴻巣桶川さいたま線(2)	大宮区吉敷町2-44	浦和区上木崎2-2	99.8	99.4	99.4	1,072
19	鴻巣桶川さいたま線(2)	浦和区上木崎2-2	浦和区北浦和1-2	100	100	100	1,535
20	大谷本郷さいたま線(1)	西区西大宮3-62	西区清河寺3-52	100	100	100	48
21	大谷本郷さいたま線(1)	西区清河寺3-52	西区宮前町910	100	100	100	38
22	大谷本郷さいたま線(1)	西区宮前町917	西区水判土212	89.0	99.0	88.1	1,078
23	大谷本郷さいたま線(2)	大宮区三橋2-817	中央区本町西6-1	94.1	99.7	94.1	678
24	曲本さいたま線	南区曲本4-10	南区別所7-1	100	99.8	99.8	1,609
25	曲本さいたま線	南区白幡3-15	浦和区高砂2-1	100	100	100	1,161
26	新方須賀さいたま線(5)	大宮区吉敷町1-63	中央区上落合9-3	98.7	93.6	93.6	388
27	東門前蓮田線	見沼区東門前312-11	見沼区丸ヶ崎1203	99.5	99.2	99.2	1,055
28	けやき通中央線(1)	大宮区吉敷町4	大宮区吉敷町4	—	—	—	0
29	けやき通中央線(2)	大宮区吉敷町4	大宮区吉敷町4	100	100	100	91
30	市道715号線	中央区新都心1-1	中央区新都心1-2	—	—	—	0

道路交通騒音測定結果(平成30年度(2018年度))

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度 ^{※2}	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道16号	71	72	○	×
2	一般国道463号	65	62	○	○
3	一般国道463号	70	70	○	○
4	さいたま春日部線	70	71	○	×
5	さいたま春日部線	66	65	○	○
6	川口上尾線	68	66	○	○
7	さいたま東村山線	69	67	○	○
8	さいたま幸手線	62	58	○	○
9	鴻巣桶川さいたま線	63	60	○	○
10	大谷本郷さいたま線	63	56	○	○
11	曲本さいたま線	65	62	○	○
12	新方須賀さいたま線	69	66	○	○
13	東門前蓮田線	69	64	○	○
超過区分数				0	2

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間の自動車騒音の要請限度は、昼間(午前6時~午後10時)75dB、夜間(午後10時~午前6時)70dB

道路交通振動測定結果(平成30年度(2018年度))

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度 ^{※2}	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道16号	49	50	○	○
2	一般国道463号	47	42	○	○
3	一般国道463号	50	49	○	○
4	さいたま春日部線	47	46	○	○
5	さいたま春日部線	49	48	○	○
6	川口上尾線	44	41	○	○
7	さいたま東村山線	46	41	○	○
8	さいたま幸手線	42	37	○	○
9	鴻巣桶川さいたま線	46	41	○	○
10	大谷本郷さいたま線	36	28	○	○
11	曲本さいたま線	42	38	○	○
12	新方須賀さいたま線	44	40	○	○
13	東門前蓮田線	47	39	○	○
超過区分数				0	0

※ 振動測定値は80%レンジ上端値(L₁₀)です。

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 道路交通振動の要請限度は、第1種区域昼間(午前8時~午後7時)65dB、第1種区域夜間(午後7時~午前8時)60dB、第2種区域昼間(午前8時~午後7時)70dB、第2種区域夜間(午後7時~午前8時)65dB

イ)課題

自動車騒音については、平成28年度(2016年度)から新たに5ヵ年計画で市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道について調査を実施しました。道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に自動車騒音・道路交通振動の状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直し、低騒音舗装や防音壁等の整備を推進する必要があります。今後も調査を継続して実施し、より生活環境が向上するよう交通環境プラン等の施策に反映していく必要があります。

公害苦情については、迅速な対応による解決率の向上に努めるとともに、苦情が発生する前に事業者が未然に防止対策を講じることなどにより、苦情件数が減少するよう環境法令の周知・啓発を図っていく必要があります。

【光害・日照障害等】

ア) 現況

都市化の進展に伴い、従来の典型7公害に分類されない新たなタイプの公害が社会問題となってきました。特に、照明機器等の使用が人の諸活動や動植物・農産物に悪影響を与える「光害」については、環境省が「光害対策ガイドライン」を策定しているほか、本市ではさいたま市生活環境の保全に関する条例で光害の防止を規定しています。

イ) 課題

都市化の進展に伴い、住宅、事業所、店舗等が混在・密集して立地することによって、光害のような都市部特有の環境問題が発生するケースが増えています。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 騒音・振動対策の推進

■ 新幹線鉄道の騒音・振動【環境対策課】

○ 実施状況

市内の新幹線鉄道の騒音・振動については、北区の吉野町と今羽町の2地点で、軌道中心から25mと50mの地点（振動は25m地点のみ）で測定しています。昨年度と比較して全体的に騒音の値が2～5dB程度小さくなっており、平成30年度（2018年度）の騒音レベルは63～66dBで、全地点で環境基準の70dBを下回りました。また、振動レベルは55～60dBで、指針値の70dBを下回りました。

表2-4-10 《指標》新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率(%)	100	100	100	75	25	100	100	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	×	×	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	△	×	○	○	

○ 課題

今後も調査を継続して実施し、鉄道会社にその結果を通知することにより、新幹線鉄道沿線の生活環境が保全されるよう監視していきます。

②悪臭対策の推進

■悪臭対策【環境対策課】

○実施状況

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく臭気指数規制により悪臭防止指導を行っています。

悪臭対策については、苦情の申立てがあった際に調査を行い、工場・事業場などに対して行政指導を行っています。

また、工場や事業場の建設にあたっては、周辺的生活環境・立地条件や事業形態に適合した悪臭防止対策の指導・啓発を行っています。

一方で、家庭生活や小規模飲食店から出るにおいなどが原因となっている苦情が増加しています。これらの悪臭は、法・条例による規制の対象外となっています。

平成30年度(2018年度)の悪臭に関する苦情件数は72件でした。

○課題

悪臭に関する苦情件数を減少させるためには、悪臭発生の未然防止などの臭気対策が図られるよう、市内の事業者に対して広く条例の規制を周知していくことが課題となります。

③光害への対応

■光害への対応【環境対策課】

○実施状況

さいたま市生活環境の保全に関する条例では、照明機器から照射される光について、照射する対象範囲の外部に漏れることに起因する人の諸活動及び動植物への悪影響（光害）を防止するための措置を講ずるよう努めることとしています。特に、サーチライト等の不適切な使用は住民の不快感、エネルギーの浪費、天体観測への支障などの悪影響を及ぼし、地域を越えて問題となることも少なくないことから、一部の例外を除きサーチライト等の使用を規制しています。

平成30年度(2018年度)は、サーチライトなどの不適切な使用に対し指導を行った事例はありませんでした。

○課題

さいたま市生活環境の保全に関する条例により、現在では市内でサーチライトなどを不適切に使用している事例はありません。今後は、各種環境法令の届出やさいたま市開発行為の手続きに関する条例に基づく事前協議などの際に条例の規制について周知し、光害を未然に防止することが課題となります。

4-5 化学物質対策の推進

(1) 現況と課題【環境対策課】

ア) 現況

ダイオキシン類は発がん性、催奇形性、内分泌かく乱性などの毒性が疑われており、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに発生します。

本市では、ダイオキシン類の発生を抑制するため、以下の対策を実施しています。

- ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物焼却炉規制
- ・さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく小型焼却炉規制及び不適切な野外焼却の制限
- ・不適切な野外焼却防止のためのパトロール実施
- ・市のごみ焼却施設の適正運転によるダイオキシン類濃度の抑制

平成30年度（2018年度）に、一般大気6地点、河川水6地点（4河川）、河川底質5地点（3河川）、土壌1地点、地下水1地点のダイオキシン類の濃度調査を実施したところ、すべての調査地点で環境基準を達成し、環境基準達成率は100%となりました。近年の調査地点のダイオキシン類濃度は減少、又は横ばい傾向にあります。廃棄物焼却炉を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施し、3施設について排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。排出基準を超過した事業者に対しては、改善命令などの行政措置を行い、排出基準の遵守徹底を図りました。

また、内分泌かく乱化学物質については鴨川、芝川及び綾瀬川の合計5地点で河川水について調査を実施し、平成30年度（2018年度）においても、全地点で環境省が設定した予測無影響濃度を下回りました。

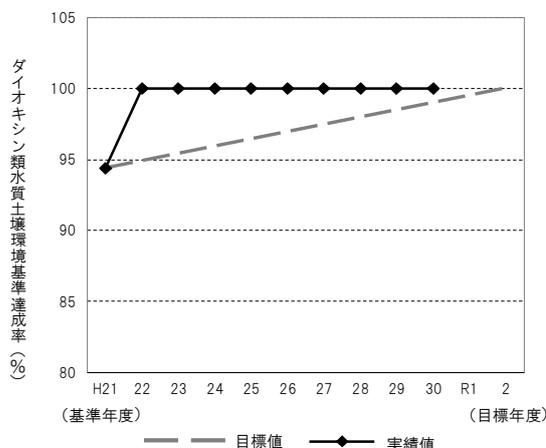


図2-4-8 ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率の推移

表2-4-11 《指標》ダイオキシン類一般大気環境基準達成率、ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
ダイオキシン類一般大気環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率(%)	94.4	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

工場・事業場のダイオキシン類排出基準達成率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
規制対象の工場・事業場数 (件)	17	17	15	15	14	13
排出ガス検査件数(件)	3	3	3	3	3	3
排出基準達成件数(件)	3	3	3	3	3	2
工場・事業場のダイオキシン類 排出基準達成率(%)	100	100	100	100	100	67

イ)課題

ダイオキシン類は、主に廃棄物の燃焼や化学物質の合成過程で発生し、環境中へ放出されています。廃棄物焼却炉や小型焼却炉の監視・指導の強化を図るとともに、野外焼却など廃棄物の不適切な処理を防止するための監視体制の強化が必要です。また、工場・事業場排水についての指導の徹底も必要です。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 化学物質による環境リスクの低減

■ PRTR制度による化学物質の監視 【環境対策課】

○ 実施状況

本市では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律によるPRTR制度に基づき、同法が定める業種や要件に該当する事業者から、化学物質の排出量と移動量の届出を受け付けています。

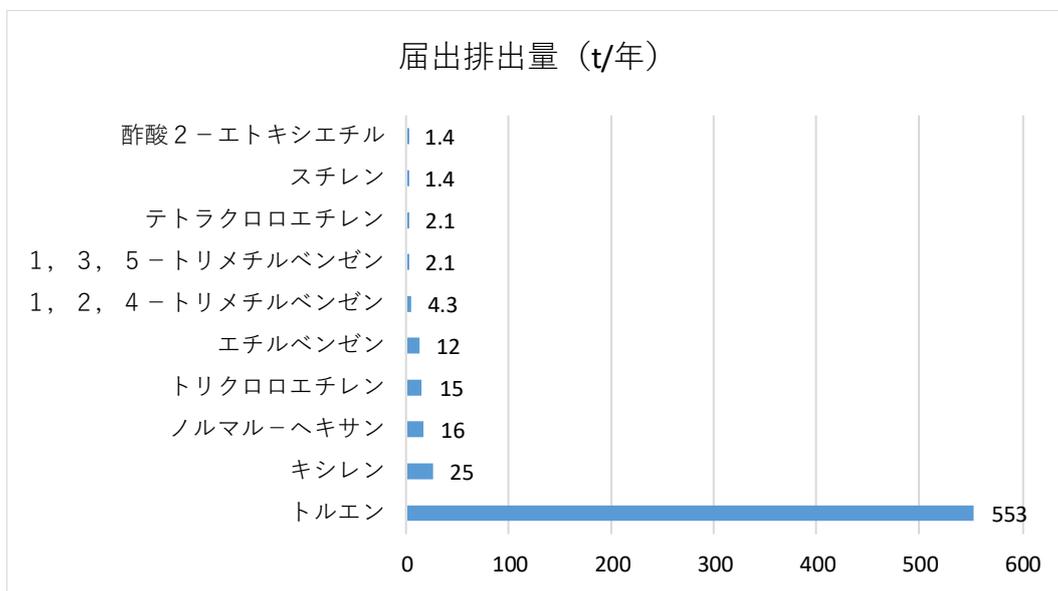
平成30年度（2018年度）に本市に届け出られた、平成29年度（2017年度）の化学物質の排出量は、トルエン、キシレンが多く、大気中に排出、もしくは廃棄物として処理されるなどしています。

最も排出量の多かったトルエンは、ゴム製品製造業で主に排出されたほか、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、燃料小売業の順に多く排出されました。

その他、酢酸2-エトキシエチル、キシレン、トリクロロエチレンは金属製品製造業から多く排出されました。

PRTR制度に基づく特定化学物質の排出・移動量の概要
(平成29(2017年度)年度排出分)

		さいたま市	埼玉県
届出事業所件数(件)		145	1,478
排出量(t/年)	大気	636	6,630
	水域	3	212
	土壌	0	0
	埋立	0	0
	小計	639	6,842
移動量(t/年)	廃棄物	552	9,930
	下水道	2	47
	小計	554	9,977
排出量・移動量合計(t/年)		1,193	16,818



PRTR制度に基づく特定化学物質の届出排出量(平成29年度(2017年度)排出分)

○ 課題

取り扱っている化学物質に関する情報に限らず、事業者が取り組んでいる環境負荷低減活動や環境保全対策について、市民や行政との対話を通じて、すべての関係者が正確な情報を共有し、それぞれの立場を尊重しながら、信頼関係の構築を図ることを目的とした環境コミュニケーションを開催するよう事業者に対して働きかけと支援を積極的に行います。

②環境コミュニケーションの推進

■環境コミュニケーションの推進【環境対策課】

○実施状況

平成30年度（2018年度）までに延べ24回の環境コミュニケーションが開催されています。また、事業者が環境コミュニケーションの必要性について、理解を深め、自らが積極的に開催するよう、「環境コミュニケーション推進セミナー」を埼玉県と共催で開催しました。

本市では、環境コミュニケーションを開催するよう事業者働きかけと支援をしています。

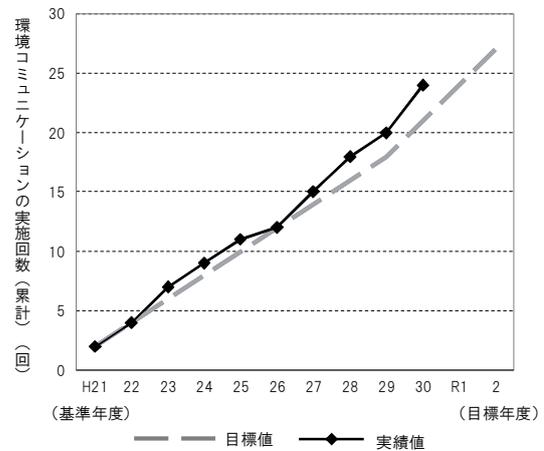


図2-4-9 環境コミュニケーションの実施回数の推移



環境コミュニケーションでの説明の様子

表2-4-12 《指標》環境コミュニケーションの実施回数の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
環境コミュニケーションの実施回数(累計)(回)	2	11	12	15	18	20	24	27 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

○課題

PRTR制度に基づく特定化学物質の届出事業者に対して、環境コミュニケーションの必要性について理解を深めていただけるよう積極的な働きかけと支援を行います。